

規制改革メニューの活用事例

過疎地等での自家用自動車の活用拡大

(国家戦略特別区域法第16条の2 平成28年9月1日施行)

初認定 養父市(1事業) 平成29年12月15日 愛知県(1事業) 平成30年12月17日

規制改革の内容

見直し前

主な運送対象を地域住民としている。
(実施に当たり、運営協議会等での地域の関係者による合意が必要)

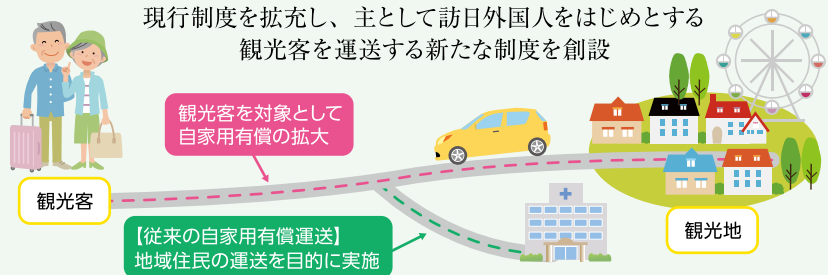
見直し後

運送対象を、訪日外国人をはじめとする観光客に拡大。
(関係者の事前協議の上、区域会議が運送区域等を決定)

効果

過疎地等において観光客の運送需要に対応することで、観光立国を推進。

規制改革の概要



現行制度との比較		
	自家用有償運送(道路運送法)	自家用自動車の活用拡大(国家戦略特区法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送(登録制)	同左
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運転者:第二種運転免許又は大臣認定講習等車両:車検期間は2年(初回は3年)運行管理:責任者の選任	同左
実施手続	地域関係者による合意 ・市町村、運送事業者又は運送事業者団体、地域住民等(地域公共交通会議又は運営協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ●区域会議による計画策定 ●国家戦略特区担当大臣、地方公共団体の長、事業実施予定者等 ●計画策定にあたり市町村、事業実施予定者、運送事業者が別途事前協議 ●国土交通大臣の同意 ●内閣総理大臣による認定

農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

(国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第2条 平成29年3月30日施行)

初認定 仙北市(1事業) 平成29年5月22日

規制改革の内容

見直し前

「着地型旅行商品」の企画・提供には、国家試験に合格した「旅行業務取扱管理者」の選任が必要。

見直し後

- 試験科目のうち、特区における「着地型旅行商品」の取扱いに必要な最小限の内容のみ試験を実施。
- 試験を実施しない科目は研修で補完。

効果

農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供を促進。

規制改革の概要



必要最小限の科目の試験合格と研修の修了により、特区内において「着地型旅行商品」の企画・提供が可能に

特産酒類の製造事業の概要

—構造改革特区— (構造改革特別区域法第28条の2)

規制改革の内容

見直し前

酒類の製造免許は、年間の製造見込数量が規定数量以上でなければ受けることができない。

見直し後

地域の特産物を原料とした酒類を製造する場合、免許の要件である最低製造数量酒類の製造基準について、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールは適用除外、果実酒及びリキュールは緩和。

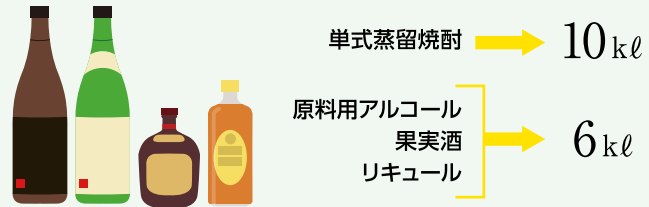
効果

- 農業・漁業の6次産業化。
- 新たな地域ブランドの創出。
- 地域の雇用拡大、交流人口の増加。

規制改革の概要

酒類の製造免許に係る最低製造数量基準

現行



特区



農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出、雇用の拡大・交流人口の増加

出入国管理及び難民認定法の特例

(外国人創業活動促進事業 特区法第16条の6)

初認定

福岡市・北九州市(2事業) 平成27年10月20日
広島県・今治市(1事業) 平成28年4月13日

東京圏(2事業) 平成27年10月20日
仙台市(1事業) 平成28年12月12日

新潟市(1事業) 平成27年11月27日
愛知県(1事業) 平成29年1月20日

規制改革の内容

見直し前

創業のため入国するには、入国時に、
● 2人以上の常勤雇用 又は
● 500万円以上の投資
の要件確認。

見直し後

自治体が、事業計画を認めれば、
入国時の要件確認を、6ヶ月間猶予。

効果

外国人起業家等の受入れ促進。

海外



規制改革の概要

【創業を希望する外国人】

自治体に事業計画を提出、確認

入国(上陸)審査



【通常求められる要件】

- 事業所の確保
- 2人以上の常勤職員or 500万円以上の出資金等

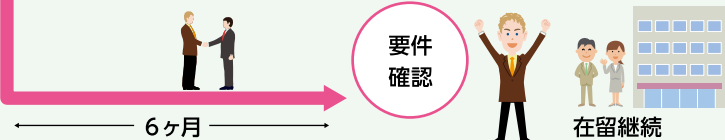
上陸許可 (6ヶ月)

6ヶ月以内に満たせばよい!

特例

創業活動

在留審査(期間更新)



小規模認可保育所における対象年齢の拡大

(平成29年9月22日 特区法第12条の4)

初認定 東京圏(1事業) 平成30年12月17日 関西圏(1事業) 平成30年12月17日

規制改革の内容

見直し前

「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳～5歳を保育できる。

見直し後

待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。

効果

地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。

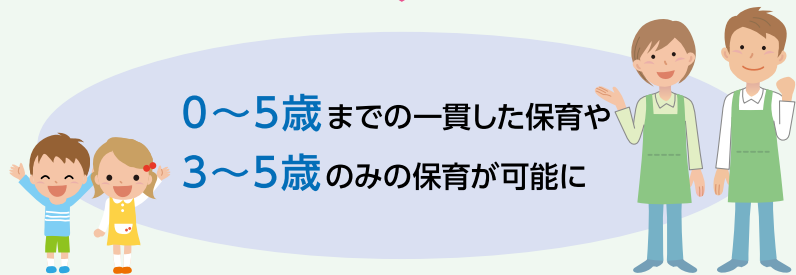
規制改革の概要

小規模認可保育所の対象年齢



対象年齢の原則を撤廃

区域会議で事業の実施を決定



地方裁量型認可化移行施設の設置

(平成31年3月29日 厚生労働省子ども家庭局長通知)

規制改革の内容

見直し前

認可保育施設は、保育士不足のため職員配置に関する法令上の基準を満たすことができなくなった場合、利用定員数を保育士数に応じ減ずる必要があり、保育施設の運営に支障を来す場合がある。このことが待機児童問題解消の妨げとなっている。

見直し後

国家戦略特区において、

- 「認可外保育施設が認可保育施設への移行を目指す場合」
- 「認可保育施設が保育士不足のため事業を休止し、再開を目指す地方裁量型認可化移行施設として事業継続する場合」

で都道府県が自ら定める基準を満たした場合に、運営費の補助に加え、

- ①認可化移行計画の延長(従来の制度: 5年以内)
- ②保育サポーター加算の取得の措置

を可能とする。

効果

地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。

規制改革の概要

認可化移行施設への支援



国家戦略特区内に限り 特例措置追加

地方裁量型認可化移行施設への支援



テレビ電話による服薬指導の特例

(平成28年9月1日 特区法第20条の5)

初認定 愛知県(1事業) 平成30年6月14日 福岡市(1事業) 平成30年6月14日 養父市(1事業) 平成30年6月14日 東京圏(1事業) 令和元年12月18日

規制改革の内容

見直し前

調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合については、薬剤師による服薬指導を対面で行わなければならない。

見直し後

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、オンライン診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話等を活用した服薬指導を行うことができる。

- 平成28年9月 特区法成立(過疎地等での実施)
- 令和元年9月 特区法施行規則改正(都市部も実施可能に)

効果

オンライン診療で処方を受けた場合、テレビ電話等を活用して服薬指導を遠隔で受けられるようになる。

規制改革の概要

現状

対面での服薬指導



特区

テレビ電話等で服薬指導が可能



特定実験試験局制度に関する特例

(平成28年1月20日 総務省総合通信基盤局通達 総基電第11号)

初認定 仙北市(1事業) 平成28年2月5日 関西圏(2事業) 平成28年4月13日 愛知県(3事業) 平成28年4月13日
 広島県(2事業) 平成28年4月13日 福岡市・北九州市(4事業) 平成28年9月9日 東京圏(2事業) 平成28年12月12日

規制改革の内容

見直し前

電波を活用した実験等を行うための免許手続きにおいて、申請から発給までに1~2週間を要する。

見直し後

区域会議の下に、国や自治体、申請者の調整の場を設けることで、原則「即日」の免許発給が可能に。

効果

- 小型無人機を活用した実証実験の促進。
- ベンチャー企業等による製品開発の促進。

規制改革の概要

免許の即日発給で、実証実験や製品開発が迅速化!

